

平成25年度事業報告書

一. 本協会の管理運営に関する事項

1. 土地家屋調査士法施行規則に基づく諸手続

平成25年8月28日 東調協発第82号にて「会計年度終了に伴う報告書の提出について」を東京法務局長宛提出

平成25年8月28日 東調協発第83号にて「定款の一部変更届」を東京法務局長宛提出

平成25年8月28日 「一般社団法人成立届出書」を東京土地家屋調査士会会長宛提出

2. 運営の合理化

- (1) 定款の一部変更
- (2) 業務処理規則の一部改正
- (3) 事務処理規則の一部改正
- (4) 従たる事務所設置規則の制定
- (5) 支所等設置規則の一部改正
- (6) 顧問・相談役委嘱規程の一部改正
- (7) 申合せ事項の一部改正
- (8) 育児・介護休業規程の制定
- (9) 事務局規程の一部改正
- (10) 入会及び退会等に関する規程の一部改正

二. 会務一般に関する事項

1. 社員数及び異動状況

期首	平成25年4月1日	566名
		8法人
期中入会者		27名
		1法人
期中退会者		40名
		1法人
	内 訳 退 会	37名
		1法人
		資格喪失 3名
期末	平成26年3月31日	553名
		8法人

2. 本協会の機関

役員（定款第13条）

理事 10名（うち、役付理事：理事長1名、副理事長1名、常任理事1名）

監事 2名

理事会構成員（定款第28条）

理事全員 10名

常任理事会構成員（定款第34条）

役付理事全員 3名

理事会の業務分掌（事務処理規則第2条）

総務部 5名 副理事長1名、常任理事1名（業務部と兼務）、理事3名
（うち1名は業務部と兼務）

業務部 6名 常任理事1名（総務部と兼務）、理事5名（うち1名は総務部と兼務）

各種委員会（事務処理規則第6条）

各省連携地籍整備対応プロジェクトチーム 8名

諸規程等改正委員会 7名

3. 従たる事務所（定款第39条、従たる事務所設置規則第1条）

支所（定款第40条、支所設置規則第1条）

4 従たる事務所

28 支所

（内訳は、別表「従たる事務所又は支所別社員数及び異動状況」のとおり）

4. 事務局

事務局長 1名

職員 3名

5. 会議

社員総会 1回

理事会 14回

常任理事会 1回

部会

総務部会 12回

業務部会 10回

総務・業務合同部会 1回

総務部打合せ 2回

経理打合せ 5回

中間・期末監査 2回

支所長会議 2回

従たる事務所及び支所会計担当者会同 1回

総会正副議長予定者との打合せ 1回

選挙管理委員会 1回

諸規則等改正検討担当役員会同 4回

諸規程等改正委員会 4回

社員研修会 1回

各省連携地籍整備対応プロジェクト会議 9回

地籍講座 5回

費用弁償方式説明会 1回

事務引継会 1回

顧問税理士との打合せ 3回

東京土地家屋調査士会広報事業部ヒアリング 1回

新春交礼会 1回

東京都道路整備保全公社主催講習会 1回

東京公共嘱託登記司法書士協会主催研修会 1回

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

との打合せ 1回

関東ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会

連絡協議会諸会議 4回

三. 事業計画に基づく業務執行状況

平成25年4月には一般社団法人として新たなスタートを切り、従たる事務所長及び支所長をはじめ、従たる事務所及び支所役員の方々にはいままで以上のご協力をお願いし、更なる組織力の向上を図るために本年度は再び地籍調査員講座をはじめ、研修の企画をした。

1. 基本方針

- 基本方針1 「一般社団法人への移行に伴う運営の方針の確立と組織の改革に努める。」
- 基本方針2 「社会経済の動向を見据えながら本協会の将来構想を構築する。」
- 基本方針3 「官公署等の発注状況を調査し、それに対する対応策を検討する。」
- 基本方針4 「当協会の培われた伝統を受け継ぎながら将来に向けての革新をし、本協会の次代を担う社員の育成に努める。」

本年度掲げた基本方針にのっとり、具体的に部門計画をたて、それにならって諸活動を行った。

部門計画

総務部

総務担当

(1) 一般社団法人としての運営及び組織の強化

一般社団法人への移行1年目となる本年度は、移行に伴う諸規則・諸規程等改正に着手した。諸規則・諸規程のうち従たる事務所・支所に関するものは、12月から開催した「諸規程等改正委員会」にて各地区代表の従たる事務所長・支所長の意見の集約を行い、答申書を取りまとめた。

(2) 協会制度の広報

東京土地家屋調査士会の登録証交付式に正副理事長が列席し、新規登録会員に本協会のPRを行い、本協会への加入を呼びかけた。

(3) 本協会社員の帰属意識の向上

11月27日に社員研修会を実施し、官民境界代行業務及び地籍調査関係業務に社員一丸となって取り組む姿勢を明示した。

また、HP更新、メールによる各従たる事務所長、支所長への情報発信を行い、情報の速やかな伝達を行うよう努めた。

(4) 従たる事務所設置の推進

昨年までに設置された練馬従たる事務所、国分寺従たる事務所、八王子従たる事務所、品川従たる事務所の一般社団法人への登記が完了した。この4事務所の他にも従たる事務所についての説明を要望する支所があったので、個別に出向し、説明を行った。

また、平成25年10月23日開催の第2回支所長会議において、東京電子自治体共同運営の登録方法等についての説明を行い、従たる事務所になることのメリットを説明した。

(5) 「災害復興まちづくり支援機構」への参画

「災害復興まちづくり支援機構」の担当理事を1名から2名に増員し、平成25年10月22日の運営委員会に担当理事を派遣した。

経理担当

(1) 適正な経理事務の徹底

現金預金出納帳により毎月従たる事務所及び支所の収支を確認した。
新法人移行に伴い預金通帳の名義変更等を行った。

(2) 公益法人新会計基準（平成20年）の徹底

引続き公益法人新会計基準（平成20年）の徹底に努めた。

(3) 経費削減と予算管理の徹底

予算要望書により従たる事務所及び支所への送金の適否を確認する体制を引続きとり、従たる事務所及び支所からの予算要望に対して適正な支出となるように指導した。

経費削減の一環として、事務局職員と役員の保険料の見直し、切替を行った。

今年度より比例会費が廃止され費用弁償方式に変わったが、比率が適正かどうか経費の面から検討して行くこととした。

業 務 部

(1) 受託業務の迅速処理の徹底

配分通知書・受託書の書式変更を行った。これにより配分通知書・受託書のやりとりは、従来の紙とFAXのやりとりからメールのみのやりとりとなり、迅速な配分が行われるようになった。

(2) IT化による業務管理の強化

WEBサーバーを用いた大量データの授受を行い、業務管理の強化を行った。

また、各担当理事にメールによる受託社員への連絡を徹底させ、受託社員・理事間の情報共有を図った。

(3) 運用基準に基づく適正な積算の徹底

運用基準の解釈等の議論を行い、適正な積算を徹底した。

また、運用基準額を見直した。

(4) 競争入札への対応

業務担当理事で、入札案件の検索担当分担を決め、週2回の検索結果を全役員にメールで送信する取り組みを行い、入札情報に関する情報の共有を図った。

また、東京都等の入札公告において、土地家屋調査士法に抵触しているような疑義案件については、下表の公告について、理事長から本会会長に報告した。

発注官公署等名	発注件名	疑義内容	業種
東京都建設局西多摩建設事務所	館谷地区急傾斜地用地測量	土地所在図・地積図等作成	測量
東京都建設局南多摩東部建設事務所	道路敷地調査測量	地積測量図等登記資料作成	測量
東京都建設局西多摩建設事務所	西川砂防工事用地測量	土地所在図・地積図等作成	測量
財務省関東財務局東京財務事務所	国有地地積測量業務	表題登記・分筆登記・地積更正登記図面	測量・土地家屋調査
財務省関東財務局東京財務事務所	国有地地積測量業務	地積更正登記図面	測量・土地家屋調査
板橋区役所	調査管理測量委託	土地所在図・地積図等作成	測量
東京都港湾局東京港建設事務所	平成25年度新木場・若洲線道路台帳測量	登記申請用図書作成	測量
東京都都市整備局市街地整備部多摩ニュータウン整備事務所	多摩ニュータウン測量調査（単価契約）	土地所在図及び地積測量図、登記申請等に使用する資料として作成	測量

(5) 業務処理研修の実施

平成25年11月27日に官民境界代行業務及び地籍調査関係業務に関する社員研修会を実施した。

(6) 法第14条地図作成作業及び地籍調査業務等、地図作成事業の受託体制の確立

本年度は、足立区柳原及び江東区南砂の法第14条地図作成業務（法務省発注）、墨田区、板橋区の地籍調査（各自治体発注）に加え、杉並区における官民境界基本調査（国土交通省発注）を落札し、その作業を完了した。

他にも、国土交通省東京航空局から地図調査について受託し、その作業を完了した。

また、受託体制強化のため、各省連携地籍整備対応プロジェクトチームで、地籍調査員養成講座を企画し、実施した。

(7) 官公署等の職員等に向けたシンポジウムの開催

今年度は、本部として開催する機会は無かったが、八王子従たる事務所において、市職員向けの研修に講師を派遣した。

また、公益財団法人東京都道路整備保全公社と公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会主催の研修会に講師を派遣した。

(8) 法定外公共物等の表題登記業務の受託推進活動

本年度は各支所からの協力要請は無かったが、法定外公共物の表題登記業務の受注があれば、迅速に対応する。